

福山地方卸売市場業務規程の改正概要について

1 業務規程改正にあたっての福山地方卸売市場としての基本姿勢

業務規程改正にあたっての福山地方卸売市場としての基本姿勢

“公正な取引を確保する”
 ”改正卸売市場法の趣旨・目的を尊重する”
 ”実態に合わない規制等については、廃止する方向で”
 ”取引参加者の様々な取引の可能性を阻害する規制は廃止する”

選ばれる市場をめざす

2 改正区分

改正区分	改正理由	表記
① 規制緩和	① 内容を改めて改正	①①
② 共通の取引ルール	① 新たに規定	②①
	② 内容を改めて規定	②②
	③ 現行どおり規定	②③
③ 県条例等の廃止	① 新たに規定	③①
	② 内容を改めて規定	③②
④ 市場の活性化	① 新たに規定	④①
⑤ その他のルール	① 新たに規定	⑤①
	② 内容を改めて規定	⑤②
	③ 現行どおり規定	⑤③

3 業務規程の改正概要

章	規定項目	改正区分	規定した（追加した）理由
第1章 総則			
	【趣旨】 業務規程の趣旨を規定	⑤③	・開設者として業務規程の順守を規定する。
	【開設者の業務運営の基本原則】 開設者の不当な差別的取扱いの禁止規定	②①	・必須規定事項として新規に規定する。 ・開設者の業務運営の基本原則をあらためて明文化し、公正・公平な業務運営を目指す意思表示とする。
	【市場の名称及び位置】 市場の名称と位置を規定	⑤②	・面積については、変更の必要が生じた場合の事務手続きの簡素化を図るために削除する。
	【取扱品目】 取扱品目について規定	⑤②	・当市場は、開設当時から青果部と水産物部に区分し、買受人もそれぞれ分けて承認しているため一部内容を改め規定する。
	【開場の期日】 休場日について規定	⑤②	・安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため規定する。

章	規定項目	改正区分	規定した（追加した）理由
	【開場及び販売の時間】 開場及び販売の時間を規定	⑤②	・売買取引者の利便性を図るため、販売時間を青果部と水産物部ともに同時刻とするよう改正する。
	【関係者への通達】 変更した場合の開設者の対応を規定	⑤③	・開場時間や販売時間は、買受人等にとっては重要な項目であり、臨時に変更した場合は周知が必要であるため引き続き規定する。
第2章 市場関係事業者			
第1節 卸売業者			
	【卸売業者の数】 品目ごとの卸売業者の数を規定	⑤②	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物部について旧規程では11としていたが、実態に近い数に改める。 ・買受人等への卸売業者数の周知は必要であり、現状の卸売業者数に応じた改正を行う。 ・塩干は、水産物部に属する市場が多いが、開設当時から開設会社の株主であるため、業務規程上の位置付けを明確にするため。
	【卸売業者の許可】 開設者の卸売業者許可権限を規定	③①	<ul style="list-style-type: none"> ・県条例が廃止されるが、引き続き許可制を維持し、適正に業務を遂行できる卸売業者を確保するため。 ・許可制を規定しないと卸売業者の定義が曖昧になり、開設者の権限行使に支障が出る可能性があるため規定する。 ・使用契約を根拠に卸売業者とする方法もあるが、現状は卸売業者が使用する建物は、個々の卸売業者が所有しているため、開設者との使用契約関係は存在していないことから、許可制を規定する。
	【卸売業者の許可の取消し】 不適格卸売業者の許可取消し権限を規定	③①	・県条例が廃止されるが、引き続き許可制を維持し、適正に業務を遂行できる卸売業者を確保するため。
	【卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割】 卸売業者の事業譲渡等について規定	③①	・県条例が廃止されるが、引き続き許可制を維持し、適正に業務を遂行できる卸売業者を確保するため。
	【卸売業者の相続】 卸売業者の事業相続について規定	③①	・県条例が廃止されるが、引き続き許可制を維持し、適正に業務を遂行できる卸売業者を確保するため。
	【名称変更等の届出】 卸売業者の名称返答等について規定	③①	・県条例が廃止されるが、引き続き許可制を維持し、適正に業務を遂行できる卸売業者を確保するため。
	【せり人】 せり人の届出制等を規定	③②	・後述「売買取引の方法」にせり売りの方法を規定しているため、せり人の定義は必要であることから引き続き規定する。
		①①	・県への届出制は廃止される予定のため、届出先は「開設者」とする。
第2節 買受人			
	【買受人の承認】 仲卸業者を含む買受人の承認について規定	⑤③	・承認制を維持することで、公正・公平な市場取引を促すため引き続き規定する。

章	規定項目	改正区分	規定した（追加した）理由
			・承認制をとることで、開設者がその経験や信用力を根拠として良質な買受人を選択することができるため。
		①①	・承認が必要な者は、場内取引に限定することで、第三者販売の相手方については、規制緩和の観点から承認は必要としないこととする。
	【名称変更等の届出】 買受人の名称等変更の届出を規定	⑤③	・管理者として取引実態を把握する必要があるため引き続き規定する。
	【買受人の承認の取消し】 買受人の不正行為等に対する開設者の一部取引の制限を規定	⑤③	・取引の制限を規定することで、開設者がその経験や信用力を根拠として良質な買受人を選択することができるため引き続き規定する。
	【買受人章】 買受人章の交付を規定	⑤③	・公正・公平な取引を促すため引き続き規定する。
	【買受人組合】 買受人組合の届出制を規定	⑤③	・新たに組合を設立した場合、市場運営上開設者としてその設立を把握する必要があるため、引き続き規定する。
第3節 関連事業者			
	【関連事業者の設置】 関連事業者の承認制について規定	⑤②	・承認制を維持することで、開設者が関連事業者の経験や信用力を根拠として市場機能に付加価値をもたらす良質な関連事業者を選択することができる、市場利用者の便益を充実させることができる。
	上記以外の市場機能に支障を与えない範囲内の事業者の承認を規定	④①	・現行の定義に加え、市場業務に影響を与えないと判断できれば、その他の関連事業者等の設置を認めることを追加して規定する。
	【関連事業の承認】 関連事業者の承認に係る手続き規定	⑤②	・開設者がその経験や信用力を根拠として良質な関連事業者を選択することができるため内容を改め規定する。
	【関連事業の承認の取消し】 関連事業者の承認の取消しについて規定	⑤②	・開設者がその経験や信用力を根拠として良質な関連事業者を選択することができるため内容を改め規定する。
第3章 売買取引及び決済の方法			
	【売買取引の原則】 売買取引の原則を規定	②②	・必須規定事項として引き続き規定する。 ・公正かつ効率的な売買取引は、市場の大原則であるため。
	【売買取引の方法】 売買取引の方法を規定	②②	・必須規定事項として内容を改め規定する。
		①①	・近年の取引の状況をみると相対取引が主流となっていることから、制度としてせり売り及び入札も残すが、現行のような物品の区分ごとに応じた取引の方法は廃止し、すべての品目において取引方法を選択できることとする。
	市場外取引について規定	②①	・多様な取引の実現を図るため、市場外の取引についても可能とする。

章	規定項目	改正区分	規定した(追加した)理由
	【指値ある受託物件】 受託物品に指値がある場合の周知について規定	⑤③	・売買参加者に対して、販売前に周知することで、公正な販売を促すことができる。
	【せり売りの方法】 せり売りの方法について規定	⑤③	・販売方法を規定することで、市場内における公正な取引を確保することができる。
	【入札の方法】 入札の方法について規定	⑤③	・販売方法を規定することで、市場内における公正な取引を確保することができる。
	【相対取引の方法】 相対取引の方法について規定	⑤③	・販売方法を規定することで、市場内における公正な取引を確保することができる。
	【異議の申立】 せり売り又は入札売に意義がある場合の申立について規定	⑤③	・販売方法を規定することで、市場内における公正な取引を確保することができる。
	【差別的取扱いの禁止】 卸売業者が不当に差別的な取扱いをすることを禁止する規定	②②	・必須規定事項として一部内容を改めて規定する。 ・卸売業者に対して、取引参加者等との公平・公正な取引を促すことが必要なため規定する。
	【売買取引条件の公表】 卸売業者の売買取引条件の公表義務を規定	②①	・必須規定事項として新規に規定する。 ・取引参加者等に対して、卸売業者の取引条件の公表を行うことで、公平・公正な取引を促す。
	【衛生上有害物品の売買禁止】 有害な物品の市場に搬入させないよう開設者の努力義務を規定	⑤③	・有害物品の排除は、安心・安全な衛生管理の確保から必要であるため引き続き規定する。
	【卸売業者の卸売予定数量等の報告及び公表】 卸売予定数量等を開設者に報告し、その内容を公表すること、及び委託手数料や奨励金等についても公表することを規定	②②	・必須規定事項として内容を改めて規定する。 ・取引の実態を把握する必要があるため。
	【開設者の卸売予定数量等の公表】 上記のとおり卸売業者から報告を受けた事項について、公表することを規定	②③	・必須規定事項として引き続き規定する。 ・予定数量等の公表が公正・公平な取引を促すことができる。
	【仕切り及び送金】 取引の決済を確保することを規定	②③	・必須規定事項として引き続き規定する。 ・取引の決済方法を規定することで、公正・公平な取引を確保する。
	【委託手数料の率】 卸売業者の委託手数料率を規定	⑤③	・市場内における委託手数料の限度率を定めることで公平な取引が確保できるため引き続き規定する。
	【出荷奨励金の交付】 出荷奨励金の交付を規定	⑤③	・安定的供給の確保を図るため、引き続き規定する。
	【買受代金の支払義務】 買受人の代金支払い期日を規定	②③	・必須規定事項として引き続き規定する。

章	規定項目	改正区分	規定した（追加した）理由
			・代金決済のルールは売買取引のうえで重要事項であるため明文化する。
	【完納奨励金の交付】 完納奨励金の交付を規定	⑤③	・卸売代金の期限内の完納を促すため、引き続き規定する。
	【決済の方法】 取引参加者間で決定した支払方法による決済を規定	②①	・必須規定事項として新規に規定する。 ・市場における公正な取引を確保するため。
第4章 管理			
	【事業報告書の提出】 開設者に対する卸売業者の経営状況等の報告義務を規定	②①	・必須規定事項として新規に規定する。 ・卸売業者の財務状況等を把握するため。
	【報告】 卸売業者等の開設者に対する業務等の報告及び資料提出を規定	②③	・必須規定事項として引き続き規定する。 ・卸売業者等の財務状況等を把握するため。
	【改善措置命令】 市場関係者に対する改善措置命令に関して規定	②③	・必須規定事項であるため引き続き規定する。 ・市場内の業務の適正な運営を確保するため規定する。
	【業務の停止等】 開設者の業務停止等の処分について規定	⑤①	・開設者に業務停止等の権限を付与することで、取引参加者等の公平・公正な取引を確保するため新規に規定する。
	【市場内秩序の保持】 取引参加者又は関連事業者の秩序保持及び開設者の権限について規定	②②	・必須規定事項であるため、内容を一部改めて規定する。 ・市場内の秩序の保持は、取引参加者等として保持する責任があることから規定する。
	【承認を受けない営業の禁止】 物品の販売及びその他の営業行為の禁止を規定	⑤③	・市場内の秩序維持のため、開設者の権限として引き続き規定する。
	【清潔等環境の保持】 市場施設の清潔な環境の保持及び開設者の権限を規定	⑤③	・生鮮食料品等の安心・安全な取引を実現させるために市場としての当然の義務であることから引き続き規定する。
	【市場運営委員会】 市場運営委員会の定義と役割を規定	⑤②	・市場運営の最高意思決定機関としての位置付けを明文化するため、内容を一部改めて規定する。
	【常任委員会及び駐車場委員会】 常任委員会及び駐車場委員会の設置を規定	⑤②	・現行業務規程では、実態のない「取引委員会」や「事故処理委員会」を規定していたが、現在、要綱等で位置付けている「常任委員会」と「駐車場委員会」を明文化し、業務規程上の組織として位置付ける。